

第 1 6 3 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 9 月 1 8 日（水）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 9 月 1 8 日（水）午前 9 時 4 3 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 9 月 1 8 日（水）午前 1 0 時 4 8 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹
 農地担当課長 竹田 了久 担当課長補佐 逢坂 篤之
 主査 浦上 和彦 主事 森上 諒佑

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 （2）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 （3）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 （4）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 （2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 （3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

第 2 号議案 農政関係等について

- （1）農政関係等について
 （2）その他

- 9 議事録署名委員の氏名

3 番 大森 勇二 8 番 串田 修

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第163回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は 0 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

3番 大森 勇二 委員、 8番 串田 修 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

逢坂 課長補佐 議案の訂正があります。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ6番が9月9日付で取下げとなりました。また13ページ報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、7番が9月9日付で取止めとなりました。続いて諮問案件について、先月許可の議決をした5条申請、中区倉田で露天駐車場を転用目的とする案件は、転用面積が3000平方メートルを超えていることから、8月28日開催の県農業会議に諮問しまして、許可適当との答申を受けましたので許可指令書を交付しています。以上報告します。

議長 それでは申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.5アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、新規農による所有権移転です。計画書によると、自宅に隣接する畑を取得し、普通野菜を栽培するものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告願います。

原推進委員 1番から3番までの3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 課長補佐 1ページ4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約55.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がな

いことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約52アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番は取下げです。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約77アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、父親からの経営移譲により、3年間使用貸借権を設定するものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受贈及び借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約49アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、実家の農業の手伝いをしてきた経験があり、この度農地取得の話を受け、親戚・知人など農業者のアドバイスを受けながら、本格的に農業を行おうとするものです。9月13日の協議会では、地区担当の委員さんから、現地確認はしたが、申請人等と連絡がつかない状態である。また、営農計画にも疑義があるとの報告があり、協議の結果保留意見となりました。

以上です。

- | | |
|--------------------|---|
| 議 長
岡崎推進
委 員 | 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。
取下げの6番を除く、4番・5番及び7番から11番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり、4番・5番及び7番から10番までの6件を許可意見、11番は保留となっています。引き続きのご審議をお願いします。 |
| 議 長
全 員 | 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。 |
| 議 長 | それでは、申請等(1)は、取下げの6番を除く、1番から10番までの9件を許可、11番を保留と決定してよろしいか。 |

全 員
議 長

よろしい。

それでは、そのように決定します。

次に、申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事

３ページ１番から４番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

１番、受人は現在、中区赤田の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

２番、受人は現在、中区中井の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、また妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

３番、受人は現在、中区関の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

４番、受人は現在、中区礪の借家に家族３人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、また夫の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長

中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原 推進
委 員

１番から４番までの４件について審議した結果、事務局の説明のとおり、いずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢 坂

４ページ５番、令和５年９月に農振除外済の案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール以上の１種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区江並の賃貸住宅に家族３人で居住していますが、子どもの成長により現住居が手狭となり、また両親の農業の手伝いも考慮し、実家に近い父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

１種農地ですが、集落に接続した住宅であり、父の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと

課長補佐

考えます。

6番、申請地は大多羅駅から半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は瀬戸内市の賃貸住宅に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、現住居では手狭なため、妻の実家や夫の職場に近くなる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番と9番から11番までの4件は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。いずれも申請地は大多羅駅から半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、南区郡の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え、現住居では狭く不便なため、妻の実家に近くなる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、中区清水の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え、現住居では狭く不便なため、実家に近く、子育ての協力や両親の面倒を看やすくなる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、東区可知五丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、現住居では狭く不便なため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、中区兼基の借家に妻と2人で居住していますが、家財道具が増え、現住居では狭く不便なため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、申請地は農用地区域内農地で、転用目的は貸借による露天駐車場及び露天資材置場で、永久転用目的の3年間の一時転用申請です。

受人は北区今保に本社を置く法人です。受人は産業廃棄物の収集運搬業以外に、清掃業や中古自動車販売・運搬業も行っており、清掃業などで使用する清掃道具の保管用コンテナや中古車運搬用の車両などの置場が不足しているため、古都南方にある支店の近隣で、県道沿いでもある申請地を露天駐車場・露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがなく例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番と13番は同時申請で一体利用ですので併せて説明します。転用目的は露

天資材置場で、12番は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地で所有権移転し、13番は農用地区域内農地で、永久転用目的の一時転用として3年間賃借権を設定します。

受人は中区赤田に事務所を置き、個人で建設業（型枠工）を営んでいます。現在は元請け会社に資材等を置かせてもらっていますが、今後の事業拡大を見込み、自己の置場を計画したもので、資材置場からの騒音等を考慮し、住宅がそれ程近くなく、県道沿いで資材の搬出入にも便利な申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は13番が農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがなく例外的に許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 東区協議会で5番から13番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり、いずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 12番と13番について、12番のみ白地で農振農用地からはずれている。隣接しているのにどうしてこのようになっているのか。

竹田課長 詳細は分からない

議長 それでは、申請等（2）は、1番から13番までの13件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、所有権の移転を審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 （3）所有権の移転は中区分が6ページ1番の1件、東区分が7ページ1番から3番の3件です。農地中間管理機構である、担い手育成財団が行う売買事業で、中区分は財団から耕作者へ、東区分はいずれも所有者から財団への所有権移転です。

いずれも、計画内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（3）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、所有権の移転は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（4）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

逢坂 8ページ1番から10ページ14番までの14件で、権利取得の事由は、すべて

課長補佐 相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出については、１番から１４番までの１４件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

逢坂課長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１１ページ１番から３番までの３件で、転用目的は共同住宅等３件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１２ページ１番から５番までの５件で、転用目的は自己住宅１件、分譲住宅地２件、住宅敷地１件、長屋住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１３ページ１番から１４ページ８番までの８件ですが７番が取止めです。解約理由は耕作目的が５件、転用目的が２件で、離作料は記載のとおりです。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上で第１号議案、農地関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時48分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員